違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等	違反行為
同条からこの条まで	これらの規定並びに第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項並びに第一項からこの項まで及び第六項
第七条の二第一項中「当該	第二十条の二から第二十条の六までの規定中「当該
特定事業承継子会社等（第七条の八第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項及び同条第一項において同じ。）に対し、この項	、特定事業承継子会社等に対し、この条
、第一項	、第二十条の七において読み替えて準用する第一項
受けた特定事業承継子会社等は、同項	受けた特定事業承継子会社等（第二十条の七において読み替えて準用する第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。）は、これら
第七条の八第六項	第十八条の二第一項に規定する違反行為期間
実行期間	

第四十八条の四中「同条第二項及び」を削り、「及び第四項」を「、第七条の九第一項及び第二項」に改める。

第四十八条の五第四項中「同条第二項及び」を削り、「若しくは第四項」を「、第七条の九第一項若しくは第二項」に、「第七条の二第二十七項」を「第七条の八第六項」に、「第八条の三及び」を「第七条の九第三項及び第八条の三において準用する場合並びに第七条の九第四項及び」に改める。

第四十八条の八中「同条第二項及び」を削り、「及び第四項」を「、第七条の九第一項及び第二項」に改める。

第四十八条の九第四項中「同条第二項及び」を削り、「若しくは第四項」を「、第七条の九第一項若しくは第二項」に、「第七条の二第二十七項」を「第七条の八第六項」に、「第八条の三及び」を「第七条の九第三項及び第八条の三において準用する場合並びに第七条の九第四項及び」に改める。

第六十二条第一項中「同条第二項及び」を削り、「若しくは第四項」を「、第七条の九第一項若しくは第二項」に改め、同条第二項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第六十三条第一項中「（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）又は第四項」を「又は第七条の九第一項若しくは第二項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第七条の九第一項若しくは第二項」に改める。

第七十条第一項中「第七条の二第二十五項（」を「第七条の八第四項（第七条の九第三項若しくは第四項又は」に、「（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第四項」を「、第七条の九第一項若しくは第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第七条の二第七項、第九十四条の二並びに第九十五条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十二条、第十三条及び第十五条の規定　公布の日から起算して一月を経過した日

二　第一条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び次条の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（延滞金に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の独占禁止法第六十九条第二項の規定は、延滞金のうち前条第二号に定める日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（排除措置に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際その行為がなくなった日から五年を経過していない第二条の規定による改正前の独占禁止法（以下「旧独占禁止法」という。）第七条第二項又は独占禁止法第八条の二第二項若しくは第二十条第二項に規定する違反行為については、第二条の規定による改正後の独占禁止法（以下「新独占禁止法」という。）第七条第二項（独占禁止法第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、新独占禁止法第七条第二項に規定する措置を命ずることができない。

（課徴金に関する経過措置）

第四条　別段の定めがあるものを除き、新独占禁止法の規定は、施行日前違反行為（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた旧独占禁止法第七条の二第一項、第二項若しくは第四項、第八条の三又は第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為のうちいずれかの違反行為をいう。次条及び附則第六条において同じ。）についての課徴金の納付を命ずる手続についても、適用する。

第五条　この法律の施行の際その実行期間（旧独占禁止法第七条の二第一項（同条第二項及び旧独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する実行期間をいう。）の終了した日から五年を経過している施行日前違反行為（旧独占禁止法第七条の二第一項若しくは第二項又は第八条の三に規定するものに限る。）については、新独占禁止法第七条の八第六項（新独占禁止法第七条の九第三項及び第八条の三において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、課徴金の納付を命ずることができない。

2　この法律の施行の際その違反行為期間（旧独占禁止法第七条の二第四項に規定する違反行為期間をいう。）の終了した日から五年を経過している施行日前違反行為（同項に規定するものに限る。）については、新独占禁止法第七条の九第四項において読み替えて準用する新独占禁止法第七条の八第六項の規定にかかわらず、課徴金の納付を命ずることができない。

3　この法律の施行の際旧独占禁止法第二十条の七において読み替えて準用する旧独占禁止法第七条の二第二十七項に規定する当該行為がなくなった日から五年を経過している施行日前違反行為（旧独占禁止法第二十条の二から第二十条の六までに規定するものに限る。）については、新独占禁止法第二十条の七において読み替えて準用する新独占禁止法第七条の八第六項の規定にかかわらず、課徴金の納付を命ずることができない。